

国なんていない ～まるで圧制時代の悪代官悪徳商人のようだ

今年の元旦に能登半島では大きな地震に見舞われ、その影響はいまだに重大な影響を及ぼしたまま被災者の困難な生活が続いています。一方で、国政では議員の裏金問題が一向に解決せず、国民の生活そっちのけで政局に話に明け暮れています。

そんな中、選挙目当ての定額減税が始まり、国税と地方税別に扶養家族の状況に合わせて発生税額ごとに控除して、その減税額の表示が義務付けられているなど、大きな負担を事業主に押し付けています。おまけに、途中で扶養が変わった場合、減税が控除しきれず繰り越した場合など、手続きが複雑で、一方で今年1回限りの実施だということは、全く時間と労力の無駄だと言えます。普通に年末調整で1年分一括税額控除、余ったら給付とすればいいものを、これから予定されてる都知事選や総選挙向けの買収目的があるから、非常に複雑なものにされたのです。

さらに、子育て支援では子供手当の拡大、出産、育児給付制度の充実など、3.6兆円の前算を充てるとしながらも、その財源に社会保険料を引き上げるなど、国民に負担させるという本末転倒なことまで言い出しました。また、NISA(非課税投資制度)の枠を広げるため、税金の目減りを穴埋めするのにも社会保険料を引き上げる、見境のない発想はもう正気の沙汰ではないとしか言えません。

まだ言えば、東日本大震災の復興に充てるとして10年間取り続けた復興税の期限が今年で終わるのをいいことに、新たに森林環境税というものをどさくさ紛れに横滑りさせるなど、卑怯な手段で国民を欺こうという姿勢は到底許せません。

他方世界に目を向ければ、ウクライナへのロシアの侵攻は今だおさまらず泥沼化し、また、イスラエルでのパレスチナへの攻撃は、解決の糸口さえ見いだせず犠牲者だけが増え続けています。これら以外にも、世界中で殺戮、疫病、飢餓等悲惨な状況が蔓延し、資産の8割を1割の人が独占し、アフリカや南アジアの子供たちの将来の夢は「大人になる」ことだいういた堪れない現実が続いています。

にもかかわらず、冒頭に示したようなあの為政者の体たらくは何であろうかと思えます。しかも、軍需産業、IT企業をはじめ、東京五輪でもあった政治権力と結託した特定企業が、財力にものを言わせて政策を牛耳る社会は、まさに悪代官と悪徳商人の時代そのものです。もう庶民の暮らしからみれば悪夢の世界でしかありません。

国は国民あっての国であり、国のために国民があるのではなく、国家というものができる何万年も前から人は生きていたのですから。そのことを忘れ「国を守る」ために人を戦争に狩り出し、負担や責任を押し付け犠牲を強いる国家など私は要りません。また、地球に国境はなく、空気や水を共有している世界を戦いによって苦痛を与えるような国家も要らないのです。

かくしん労務

「課題解決と要望実現」
一筋で労務管理をサポート

西田 労務 経営 事務所
〒003-0021
札幌市白石区栄通 7 丁目1-10-305
TEL 011-598-9203 ・ FAX 011-598-9206
mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp
社会保険労務士 西田 雄二
労働保険事務組合北海道経営者協会

2024年
6月20日発行

労働・社会保険関係法令の改正点

令和6年4月から改正される主な労働・社会保険関係法令は以下の通りです。

労働基準法・労働契約法関係

- 適用猶予事業の時間外労働の上限規制
- 改善基準告示の改正（自動車運転者）
- 裁量労働制の改正
- 契約締結時の労働条件明示の追加
- 契約更新時の労働条件明示の追加

職業安定法関係

- 労働者募集時等の労働条件明示の追加

労災保険法（徴収法）関係

- 労災保険料率等の改定

障害者雇用促進法関係

- 障害者雇用率の引き上げ
- 障害者雇用調整金・報奨金の減額
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充

労働安全衛生法関係

- 化学物質管理体系の改正

年金制度関係

- 在職高齢年金の支給停止調整額の改定



次のページからは、主なものを中心に紹介します。

お知らせ

1.1期労働保険料のお知らせ

労働保険事務組合に加入されている事業主様におかれましては、1期労働保険料のお知らせを同封しております。
口座振替の場合は7月8日(月)引落とし、お振込の場合は7月10日(水)までによりしくお願い申し上げます。

2.社会保険の算定基礎届について

年金事務所より算定基礎届のご案内が届いている時期かと思いますが、当事務所へご依頼頂いている関与先様におかれましては改めて当事務所よりご案内致しますので、それまで保管下さいませようお願い申し上げます。

3.夏期休業について

8月15日(木)から8月16日(金)までお休みとさせていただきます。
緊急時は事務所にお電話頂ければ転送または留守電にて対応致します。

4.同封書類について

- 札幌市求人広告掲載料補助金について 人手不足職種の人材確保にぜひご検討下さい。
- 定額減税について 今年6月から給与支給時の減税がスタートしています。
一例をご紹介しますのでご参考の上、詳細はご担当の税理士様までお尋ね下さい。

労働基準法・労働契約法関係

適用猶予業種の時間外労働上限規制

建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業に時間外労働の上限規制が適用される。加えて自動車運転者は改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)も改正され、拘束時間や休息時間の規制が強化される。

一般の規制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として月45時間、年360時間(限度時間)以内 臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間を超過して時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度
建設	<ul style="list-style-type: none"> 災害の復旧、復興の事業をのぞき、一般の規制と同じ 災害の復旧、復興の事業については休日労働と合わせて月100時間未満、複数月平均80時間以内の適用無
自動車運転	<ul style="list-style-type: none"> 年上限960時間以内 月45時間超の上限回数(年6か月)なし 休日労働と合わせて月100時間未満、複数月平均80時間以内の適用なし
医師	<ul style="list-style-type: none"> 年上限960時間以内(休日労働含む) 指定医療機関は年上限1,860時間以内(休日労働含む) 月45時間超の上限回数(年6か月)なし 休日労働と合わせて月100時間未満(例外有) 休日労働と合わせて複数月平均80時間以内の適用なし

※鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業は一般の規制と同じ

裁量労働制の改正

- 対象業務に「M&Aアドバイザーの業務」が追加
- 制度の対象となる労働者本人の同意を適用の条件とし、同意の撤回の手続きなどを労使協定で定める
- 企画業務型裁量労働制は、専門型と同様に同意の撤回の手続きなどを労使委員会の決議事項に追加
- 労使委員会の開催頻度は6ヶ月以内ごとに1回とする
- 対象労働者に実施する健康・福祉確保措置の拡充

契約締結時の労働条件明示の追加

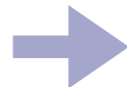
(令和6年4月1日～)

- 雇い入れ直後の就業場所と従事すべき業務の変更の範囲
- (有期労働契約で更新の回数や年数に上限があるとき)
 - 更新上限の内容



書面で明示

契約期間の途中で更新上限を新設・短縮する場合



あらかじめ理由の説明

契約更新時の労働条件明示の追加

無期転換申込権が発生する契約更新時には、通常の労働条件の明示に加えて

- 無期転換の申し込み機会(無期転換を申し込めることやその期間など)
- 無期転換後の労働条件



書面で明示

また、労働条件を決定するにあたって、他の通常の労働者(正社員など)の無期フルタイム労働者との均衡を考慮した事項の説明に努めることも求められる。

他に気になることやご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください!



令和6年度より在職老齢年金にかかる 支給停止額の基準が変更になりました

在職老齢年金支給停止調整額

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける60歳以上の方は、これまで老齢厚生年金の月額と総報酬月額(月額給与と1年間の賞与の12分の1)の合計が48万円を超えたときに老齢厚生年金額が支給停止となりましたが、令和6年度よりこの基準が**50万円を超えたとき**に変更となりました。

働きながら年金を受けるときの注意事項

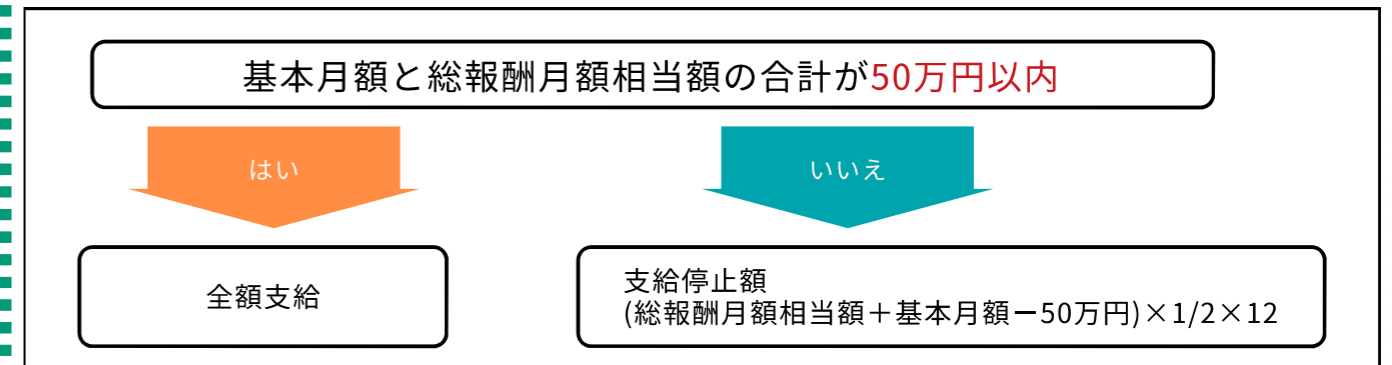
厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受ける60歳以上の方は、基本月額(※1)と総報酬月額相当額(※2)に応じ、年金額が全部または一部支給停止(※3)される場合があります。

※1: 加給年金額を除いた老齢厚生年金(年額)を12で割った額。共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、日本年金機構と共済組合等からの全ての老齢厚生年金を合わせた年金額を12で割った額。

※2: 毎月の賃金(標準報酬月額)+1年間の賞与を12で割った額。

※3: 共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、すべての老齢厚生年金に対する支給停止の総額を、それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じて割り振り算出します。

在職老齢年金の計算方法のフローチャート



計算例

年間の老齢厚生年金額 120万円
 勤め先の標準報酬月額 32万円
 勤め先の標準賞与額 120万円(年間)

基本月額の計算方法

年間の老齢厚生年金額120万円÷12 = **10万**(基本月額)

総報酬月額相当額の計算方法

標準報酬月額32万円+(標準賞与額120万円÷12か月) = **42万円**

基本月額と総報酬月額相当額の合計が**50万円を超える**ので支給停止が生じる

支給停止額

(42万円+10万円-50万円)×1/2×12 → **12万円**(年間支給停止額)

つまり

老齢厚生年金額120万円(年間)から支給停止額(12万円)を引いた108万円、月額で9万円の老齢厚生年金を受け取りながら働くことが可能